

## J R 加古川線(西脇市-谷川間)維持・利用促進ワーキングチーム 設置要綱

### (設置)

第1条 J R ローカル線の利用促進策の検討等にあたり、各地域特有の事情等を踏まえた検討を行うため、J R ローカル線維持・利用促進協議会設置要綱第6条第1項の規定に基づき、「J R 加古川線(西脇市-谷川間)維持・利用促進ワーキングチーム」(以下、「WT」という)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 WTは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) J R 加古川線(西脇市-谷川間)の利用促進策の検討、取組状況の把握
- (2) 前号に掲げるもののほか、J R 加古川線の維持・活性化に関し必要な事項

### (組織)

第3条 WTは、別表に定める委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、本要綱の施行の日から令和7年3月31日までとする。

### (事務局)

第4条 WTの事務局は、北播磨県民局県民躍動室において処理する。

### (会議)

第5条 WTの会議(以下、「会議」という。)は、事務局が招集する。

- 2 委員は都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 3 事務局が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (謝金)

第6条 第3条第1項に定める委員のうち有識者委員及び第5条第3項に定める者(ただし、有識者に限る。)が、会議及び会議に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

### (旅費)

第7条 第3条第1項に定める委員(JR西日本及び行政を除く)及び第5条第3項に定める者が、会議及び会議に係る職務のために旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により、旅費を支給する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月22日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年6月3日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

JR加古川線(西脇市-谷川間)維持・利用促進ワーキングチーム 委員名簿

(令和6年度)

区分	氏名	所属・役職
沿線市	片山 象三	西脇市長
	林 時彦	丹波市長
JR西日本	國弘 正治	近畿統括本部兵庫支社長
交通事業者	池内 康二	(株) ウイング神姫 代表取締役社長
観光事業者	長尾 真	神姫バス(株) 代表取締役社長
利用者	藤本 武彦	西脇商工会議所会頭
	篠倉 庸良	丹波市商工会会長
	高瀬 利明	西脇連合区長会会长
	大野 亮祐	丹波市自治会会长
県民局	成田 徹一	北播磨県民局長
	糟谷 浩行	丹波県民局長

(オブザーバー)

高等学校	村井 和幸	西脇高等学校長
	長尾 均	氷上高等学校長

## 第6条にて定める委員等の謝金

「JR加古川線(西脇市-谷川間)維持・利用促進ワーキングチーム」は、JR加古川線(西脇市-谷川間)の維持・活性化に係る利用促進策の検討等にあたり、幅広い専門的知見を有する有識者による指導・助言を得るための協議会であることから、有識者委員の謝金については、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に定める審議会等の委員の報酬の額に準ずるのが妥当である。

よって、有識者委員等に対して支給する謝金の額は、下表のとおりとする。

委員の区分	謝金の額
有識者委員 (第5条第3項に定める者を含む)	日額 12,500円